

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

審査請求人が令和５年８月４日に提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審査請求人は、池田町建設部産業課長（以下「産業課長」という。）あてに令和４年８月１７日付けの「質問状」と題する文書（以下「質問状」という。）を提出し、これに対して当該課長が同年９月５日付け回答書（以下「本件回答書」という。）を送付したところ、審査請求人は、令和５年８月４日付けで、池田町長に対し、審査請求を行った。

審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人所有の土地に隣接するＡが所有する地目が畑である土地において、Ａが建てた建物（車庫）の一部が畑に建っており、農地の不正転用であること、また、この建物が審査請求人の使用していた私道を損壊し、通行を妨害していることについて、是正を求めているものと解される。

２ 審査請求の理由

審査請求人は、Ａが建てた建物の一部が農地にかかっていることが農地

法第4条違反の農地不正転用であり、産業課長がこれを是正する為に必要な措置を講じないことについて不服があり、この対応について取り消しを求めているものと解される。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）（以下「法」という。）第2条において、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。この「行政庁の処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められるもの」（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決）をいう。また、「処分に不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」（最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決（昭和49年（行ツ）第99号））とされている。
- (2) 法第3条において、審査請求の対象となる「行政庁の不作为」とは、法令に基づく申請に対して何ら処分をもしないことをいう。また、行政庁の不作为についての審査請求をすることができる者は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者である旨規定している。
- (3) 法第24条第2項において、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなとき、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で当該審査請求を却下することができる旨規定している。
- (4) 法第45条第1項において、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものと規定している。

2 判断

法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分を前提として、当該処分が違法又は不当であるために権利利益を侵害された国民の救済を図ることを主体たる目的としていることから、当該国民の権利利益に係る行政庁の処分が存在しない場合には、当該審査請求は、その要件を欠くものとして不適法であると解される。

本件審査請求についてこれをみると、審査請求人の提出した審査請求書及び審査請求書の補足説明資料からは、1(1)で定義を述べた審査請求の対象となる行政庁の処分が存在しないことが明らかであるため、本件審査請

求は不適法なものとして却下を免れない。

なお、審査請求人の主張を、産業課長の対応について、何ら為すべきことをせず、違法行為を放置していることを不作為として審査請求しているものと解したとしても、審査請求人の要望の内容には、法令に基づく行政庁に対する処分の申請は含まれないことから、上記の対応は、法第3条に規定する審査請求の対象となる「行政庁の不作為」には当たらず、やはり審査請求の対象たり得ない。

さらに、審査請求人が取消しを求める処分を、産業課長が回答をした行為自体であると解したとしても、回答行為は審査請求の対象となる行政庁の処分には当たらず、やはり審査請求の対象たり得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、法第2条に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為及び同法第3条に規定する行政庁の不作為に当たらないことから、要件を欠き不適法であって補正することができないことが明らかであるから、法第24条第2項及び法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 審査請求人の主張について

なお、審査請求人は、前記「2 審査請求の理由」のとおり縷々主張するが、審査請求の対象となる行政庁の処分が存在しないことから、前記3の結論を左右するものではない。

令和5年8月24日

審査庁 池田町長 岡崎 和夫

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。